

答申案	技術審査会からの指摘・質問事項 ※ ○番号は、「資料2-5」事業者回答と関連しています。	備考 【委員名】 (専門分野)
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)の一部が阿武隈溪谷県立自然公園、次郎太郎山鳥獣保護区及び水源かん養保安林に指定されている。また、風力発電機から最寄りの住居までの距離が約600メートルと近接している。さらに、事業区域内には土砂災害警戒区域(土石流)等の災害リスクの高い地域も含まれている。</p> <p>これらのことから、本事業計画の具体化に当たっては、住居からの離隔の確保等による生活環境への配慮のみならず、動植物や景観等の自然環境等への影響を十分に考慮した上で、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下、「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下、「配置等」という。)を検討すること。</p>	<p>前段は配慮書記載事項を引き継いで記載するもの。後段はこれまでの方法書答申記載内容を参考に作成。</p> <p>「関連ページ:P.85, P.174, P.215, P.235-P.249」</p>	
<p>(2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>方法書の答申としてこれまで記載してきた内容。</p> <p>【参考:白石越河風力】</p>	
<p>(3) 環境影響の調査の実施に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>方法書の答申としてこれまで記載してきた内容。</p> <p>【参考:宮城加美風力, 七ヶ宿長老風力, 白石越河風力, 丸森風力, 宮城山形北部風力, 福島北風力に記載。】</p>	
<p>(4) 事業区域周辺の住民、関係自治体である丸森町、白石市及び角田市並びに関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p> <p>特に事業区域周辺は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けているため、事業の実施に当たっては、適切に調査、予測及び評価手法を設定すること。</p>	<p>前段:審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。) 後段:配慮書段階の全般的事項(3)の趣旨を反映。</p> <p>「想定区域周辺は令和元年東日本台風によって裸地が非常に多い状態となっており、じょう乱された状態がベンチマークとなることを認識し、適切に調査、予測及び評価手法を設定すること。」</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 騒音, 低周波音及び風車の影</p> <p>イ 事業区域には住居等が存在し, 風力発電機設置位置から最寄りの住居等までの距離が約 600メートルと極めて近い。このことから, 風力発電施設の稼働に伴う騒音, 低周波音及び風車の影による生活環境への重大な影響が強く懸念される。このため, 風力発電設備等の配置等の検討に当たってはこれら住居等への影響を適切に調査, 予測及び評価すること。</p> <p>ロ 工所用資材等の搬出入に係る騒音による影響の評価については, 実態を踏まえ, より安全側の基準を準用した評価を行うこと。</p>	<p>イ 配慮書段階では, 風力発電機から最寄りの住居までが約 500メートルで, なおかつ, 風車に囲まれるおそれがあったことから, 生活環境へ特に配慮を求めている。方法書段階においても, 住居からの距離が近いこと, 改めて記載するもの。</p> <p>ロ</p> <p>① 工所用資材等の搬出入に係る騒音による影響の評価については, 実態を踏まえた環境基準を適用すること。</p>	<p>【永幡委員】 (騒音)</p>
<p>(2) 水質</p> <p>事業区域周辺には令和元年東日本台風により生じた裸地が存在することから, 工事の実施による土砂や濁水の発生による水環境への影響が懸念される。したがって, 風力発電設備等の配置等の検討に当たっては上記を踏まえ, 調査, 予測及び評価すること。</p>	<p>近隣の風力発電事業の方法書段階で述べていたため, 当該事業においても記載するもの。 【参考:丸森風力】</p>	
<p>(3) 地形及び地質</p> <p>イ 土砂災害危険箇所及び地すべり地形については改変を避けること。上記の区域内において, 風力発電設備等の配置等の検討を行う場合には, 安全側での評価となるよう地盤の安定解析等による十分な調査, 予測及び評価を行うこと。</p> <p>ロ 道路の新設・拡幅等を含む事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について, 適切に調査, 予測及び評価し, 風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>イ これまでの答申を参考に土砂災害を誘発するおそれのある地域の除外を求めるもの。ただし, 土砂災害警戒区域については拡幅する道路のみが対象となっているため, 除外は求めないものとする。 【参考:丸森風力】</p> <p>ロ</p> <p>① 道路の新設・拡幅等を含む事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について, 適切に調査, 予測及び評価し, 配置等を検討すること。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p>
<p>(4) 動物</p> <p>イ サンバ及びノスリの渡りの調査方法は, 付近における既存調査や聞き取り等に基づき時期, 期間, 回数を設定すること。</p> <p>ロ 小鳥の渡りの調査に当たっては, 100m×500mの帯状区を設け, そこを通過する小鳥をカウントする方法を検討すること。</p>	<p>イ</p> <p>① サンバ及びノスリの渡りの調査方法は, 付近における既存調査や聞き取り等に基づき時期, 期間, 回数を適切に設定すること。</p> <p>ロ</p> <p>② 小鳥の渡りの調査に当たっては, 100m×500mの帯状区を設けて, そこを通過する小鳥をカウントする方法を検討すること。</p>	<p>【由井委員】 【由井委員】</p>

<p>ハ 地上を歩く動物について、工事用車両の通行によるれき死等の影響を調査、予測及び評価すること。</p>	<p>ハ 他の風力発電事業で述べているため、記載したもの。 【参考：宮城加美風力、丸森風力】</p>	
<p>(5) 植物 事業区域及びその周辺は暖温帯と冷温帯の移行部に当たり、事業区域周辺を北限とする植物が生育するなど分布に特色を持つことから、十分な調査を行った上で、予測及び評価すること。</p>	<p>(阿武隈溪谷県立自然公園の指定理由を踏まえたもの。)</p>	
<p>(6) 生態系 造成に伴い設けられる沈砂池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、沈砂池の設置場所を検討し、生態系への影響について適切に調査、予測及び評価すること。</p>	<p>① 造成に伴い設けられる沈砂池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、沈砂池の設置場所を検討し、生態系への影響について適切に調査、予測及び評価すること。</p>	<p>【平野会長， 太田委員】</p>
<p>(7) 景観 住居等に近接して風力発電機が設置されることから、景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>配慮書時記載事項を引き継いで記載するもの。</p>	
<p>(8) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業区域周辺における、バードウォッチング等の静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。</p>	<p>事業区域周辺に不動尊公園探鳥コースが設けられているため、配慮書時記載事項を引き継いで記載するもの。</p>	
<p>(9) 温室効果ガス 温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。</p>	<p>① 温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの観点での削減効果を示すこと。</p>	<p>【丸尾委員】</p>

<p>(10) 放射線の量</p> <p>イ 土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、調査地点を追加するとともに、リター層と土壤を分けた上で、1 地点あたり 5 か所程度、土壤については表面 1 センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。調査地点については、風力発電設備等の配置等に係る改変箇所に設定すること。</p> <p>ロ 土壤の攪乱に伴うホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境、土壤及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を行うこと。</p> <p>ハ 上記の結果を踏まえて、放射性物質を含む建設発生土、落葉及び伐採木については適正に取り扱うこと。</p>	<p>イ</p> <p>① 放射性物質を含む落葉や伐採木については放射性物質濃度の測定等を実施し、その結果を踏まえた適正な取り扱いとなるよう、保存、管理、処分方法等を提示すること。 【参考：宮城山形北部Ⅱ風力】</p> <p>ロ 他の風力発電事業で述べているため、記載したもの。 【参考：宮城加美風力、丸森風力】</p> <p>ハ</p> <p>② 土壤の放射性物質濃度の調査地点を追加するとともに、建設発生土についても放射性物質濃度を測定するなど適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえて建設発生土を適正に取り扱うこと。</p>	<p>【石井委員】 (放射性物質)</p>
--	---	---------------------------